

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会議の名称	令和6年度 枚方市社会福祉審議会 第3回地域福祉専門分科会
開催日時	令和6年10月30日（水） 14時00分から15時50分まで
開催場所	枚方市役所 別館4階 第4委員会室
出席者	所めぐみ会長、末岡妙子職務代理者、井手祐子委員、鵜浦直子委員、 亀井信順委員、田村正治委員、古満園美委員、宮川和香子委員、若槻 美可委員
欠席者	福間眞智子委員
案 件 名	1. 地域福祉計画（第5期）素案について 2. 市民意見聴取について
提出された資料等の 名称	＜会議資料＞ 資料1 地域福祉計画（第5期）素案 資料2 市民意見聴取について ＜参考資料＞ 資料1 地域福祉計画（第5期）素案 本編第3章（新旧対照表） 資料2 枚方市地域福祉計画（第5期）策定に向けてのスケジュール
決定事項	「地域福祉計画（第5期）素案」、「市民意見聴取について」は、委 員の意見を踏まえたうえ会長一任で決定とする。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	2名

所管部署 (事務局)	健康福祉部 健康福祉政策課
審 議 内 容	
発言者	発言の要旨
会長	皆さまこんにちは。定刻になりましたので、ただ今から令和6年度（2024年度）第3回枚方市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催いたします。 それでは、本日の審議会の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。
事務局	ただ今の出席委員は9人です。 委員定数10人のうち、2分の1以上の出席をいただいておりますので、枚方市社会福祉審議会条例第7条第3項の規定により、審議会は成立していることをご報告いたします。
会長	次に、本日の傍聴者について事務局から報告をお願いします。
事務局	傍聴者数は、2名となっています。
会長	それでは、案件に入りたいと思います。 案件1「地域福祉計画（第5期）素案について」、事務局からお願いいたします。
事務局	<案件1について説明>
会長	今ご説明いただきましたように、分かりやすく色を変えていただいている部分を事務局からご説明をいただいておりますが、説明があった部分もですし、それ以外のところでも結構ですので、ご質問・ご意見をいただければと思います。その際には、どのページのどの部分かをお伝えいただけますと、一緒に皆で確認しながら質問やご意見を伺えるかと思っておりますので、お願いしたいと思っております。
委員	以前もお尋ねしたことがあるような気がします。「地域」とは何かというあたりがいつも明確ではない気がしています。1ページ目の「地域福祉とは」というところの主な地域福祉活動として、校区コミュニティ、校区福祉委員会、民生委員・児童委員が掲載されています。また、71ページ目の用語解説で

	「地域貢献活動」については、「地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域活動のこと」と書いてあります。これは恐らく企業がそのお住まいの地域でなさるような活動を指しているのかと思いますが、これが漠然としていて、悪いことではないのですが、地域というものがだんだん、疲弊していつています。地域が組織として活動できていて、はじめて様々な福祉活動ができます。地域でも、個人レベルでは、見守り活動を志がある人がしたって構わないわけですが、地域で福祉という時は、やはり組織的な活動のことを指すと思います。そうすると、地域を代表するような組織である必要があると思い、計画を読むと「地域」の記述がたくさん出てくるため、地域の校区コミュニティ協議会としては荷が重いなと思いました。校区コミュニティ協議会が地域の窓口であるという位置づけが、枚方市では市民活動課でなされていますよね。しかし、参考資料 1 の 3 ページ、「地域活動への参加のきっかけづくり」には市民活動課が主な担当課として記載されていますが、その下の「C S Wによる地域活動のコーディネート機能強化」や、「地域活動を進め、支えるボランティアの育成・支援」には、市民活動課は載っていません。では、校区コミュニティが関わっていないのかと言えば、決してそうではなく、校区コミュニティはC S Wにもいろいろなご協力をお願いしたりもしていますし、住民主体で地域活動を進められるC S Wがコーディネーターとなり、活動の充実を図りますという時に、市民活動課は関係ないのでしょうか。また、「ボランティアセンター等と連携し、地域活動の担い手として活動できる人材育成及び活動支援を実施します」と説明にはありますが、市民活動課は記載されていないのはどうしてかと思いました。それが地域の弱体化を進め、今後の 5 年、10 年先は疲弊している地域というものを想像し、この辺に市民活動課が入ってこないと大変なことになるのではないかと考えます。市民活動課にももう少し認識を持っていただきたいと思います。 どうやって地域の人を組織化するのが見えてこない。組織化をせずに、例えば社協のボランティアセンターであれば組織ではなく、私たちはこれをやりたいですという人を個別で集めます。そういうものばかりに今後なったとしたら、それで地域がもつのだろうか。現在、社協のボランティアセンターに登録されているボランティアを志す人が何名いらっしゃるかはわかりませんが、それは地域の中では組織化されていない人になります。地域活動への参加のきっかけづくりを考えると、組織化されていない人たちばかりを中心に考えるのは違うのかと思います。 もう一点、スキルアップ方法というか、14 ページ目に「C S Wにおいては、増員の検討や研修を通じてスキルを向上させるほか、相談窓口職員においても、国・府が実施する研修等に積極的に参加することでスキルアップや知識の向上を図ります」と書いてありました。机上で勉強していただいて、どこまでスキルアップができるのだろうと常に思っております。ベテランと新人が
--	--

	セットで活動することをメディアなどでも見ます。CSWや相談窓口でもベテランと新人でチームを組んで現場に当たっていると思いますし、それが一番のスキルアップにつながるのではないかと思います。机上の知識を優先するような、知識の向上ということが書かれている点で違和感を少し覚えました。
会長	ありがとうございます。幾つかの点でご意見がありました。まず、「地域」という言葉をこの計画の中で実際にどういうふうに示すとか使うかという点でご意見があったかと思います。具体的には計画の本章の1ページから始まる第1章の最初の「地域福祉とは」において、地域が一体何を指すのかといった時に、ここでは「主な地域福祉活動」という見出しの中にある幾つかの地域福祉活動を主に行われている組織の名称が記載されていますが、地域の中では組織的な活動でないと難しく、地域福祉の中で地域と言う場合には、こういった組織というの也有着目する必要があるのではないかというご意見がありました。 次に、参考資料についてもご意見をいただきましたが、地域の中でそういった組織的な活動を支えていくというようなことや、組織化していくということが今だけではなく、今後のことを考えると、ますます重要ではないだろうかという問題提起をしていただきました。参考資料1で示された主な担当課において、市民活動課や地域組織に係る担当課の関与ももう少し書き入れたほうがいいのではないかというお話でした。委員の意見を聞いて、本当に組織的な活動の側面というところもやはり重要性というのがよく分かりました。一方で、「地域」といったときに、全市的な範囲の地域であったり、隣3軒ぐらいの身近な地域であったり、実際にいろいろな活動がスムーズに進むために、もうちょっとその間にあるような例えば、コミュニティの範囲であったり、あるいはその中間ぐらいであったりとか、実は市のレベルで見てもいろいろな「地域」の捉え方があるかと思います。そういったことについても、もう少し示せないかなというご意見かなと思いました。今申し上げたように、その中でも特に組織的な活動というところや、組織化、あるいは組織化されている地域の中の様々な活動の主体ですね。組織への支援とか、そのようなことを少し分かりやすくするというご意見でした。
委員	普通は地域の組織といたら、まず自治会というのがあってと思います。計画の中では自治会がほとんど出てこない。自治会は実はもう崩壊しつつあります。校区コミュニティが自治会の組織の集まりだと錯覚されている人がいますが、そういう位置づけではないのです。校区によっては自治会連合会が校区コミュニティなんていうところもあります。全くそれは関係なしにやっているところもあります。だから身近な組織として普通に住民が考えるのは案外自治会だと思うのですが、7ページ目の枚方市がめざす地域福祉のイメージ図に

	は自治会がありますが、その他のページでは、あまり出てきていない印象です。
会長	ありがとうございます。専門職のスキルアップのところで、スキルアップや知識の向上の点で、実際の研修も知識受渡し型だけではないワークショップ形式の研修とかも様々な形が今はあるかなと思うのですが、事務局からご説明があればお願いしたいと思います。
事務局	ご意見ありがとうございます。地域という表現について、幅が広く、先ほど会長がおっしゃったように、市内全域もあれば、両隣の部分など、小さくから大きくまでというところもあります。組織化していただいている校区コミュニティ協議会等の地域の中で活躍いただいている方の組織化はすごく重要なことだとももちろん考えております。先ほどボランティアセンターというようなお話もいただいていたのですが、9ページに記載しております、市民意識調査の中で、地域活動やボランティア活動に参加する人を増やすために大事だと思うことや、担い手不足の原因についてというところで、「仕事と両立できない」というような意見や「どんな活動があるのか、情報が足りない」というご意見もいただいている中で、今回そういったところを解消し、地域の支援組織に参画していただく方を増やしていきたいと考えた結果が20の内容です。施策目標1地域で活躍する人が増える環境づくりの「CSWによる地域活動のコーディネート機能強化」「地域活動を進め、支えるボランティアの育成・支援」で掲載をさせていただいております。こちらについては、CSWが地域を訪問し、その中で様々な活動についてのご相談を受けていると聞いておりますので、活動を新たに立ち上げたい方、活動に参加してみたい方、活動の担い手になりたいという方等をCSWが活動に結びつけていくというコーディネート機能もこちらの中に盛り込ませていただきました。また、下の部分で今回追加させていただいた「ボランティアセンター等と連携し」という部分についても、やはりボランティアをしてみたいとなれば、相談窓口としてボランティアセンターに行かれる方も多いですので、地域の活動にも参加していきたいというような方をCSWと連携しながら地域の活動にどんどん参加いただけるのではないかと考え、こちらで掲載させていただきました。地域の組織化した活動は重要ですし、今回、私たちも取材でたくさんの地域活動の場に行かせていただき、やはり担い手が不足しているということを各校区からもお伺いしました。そういった面を含めて、参加いただく方を増やしていきたいと考えております。 参考資料1の主な担当課の部分につきましても、校区コミュニティ協議会等も重要かと思うので、一旦ご意見をいただいたものを市民活動課とも調整をさせていただいて、こういった形がよりこの計画を進める上で重要になるか

	という点について協議をしていきたいと考えております。 また、14 ページ目のスキルアップにつきましては、知識という部分では、傾聴等の対人援助のスキルも一定は必要な部分もあります。また、前回の分科会でご意見としていただいた現場に出てみて、こういった社会資源があるのかなど、現場で学びながらスキルアップをしていくというような両方を大切にしていき、CSWや市の相談窓口の職員のレベルが一定保たれながら、より市民の方からの相談を受けて解決に導いていけるような体制を整えていきたいと考えております。また、横のつながりという部分も研修等で学ぶ部分があるかと思いますので、困難事例についての事例検討等を通じ、解決方法や連携方法を実際に考えていくことも、こういった研修の中で学んでいき、レベルアップを図っていききたいと思います。
会長	事務局からありましたように、参考資料で出ていた主な担当課について、地域活動への参加のきっかけづくりというところでは、市民活動課も入れていただいているのですけれども、委員からもご指摘がありましたように、「地域活動を進め支えるボランティアの育成・支援」など、その辺りなどにも入れていただいたほうがいいのではないかというご意見でしたので、調整をしていただくということで事務局のご返答をいただきました。 ご指摘の中でありました、7 ページの図ですが、ここには地域福祉活動というところに自治会が入っているけど、全体的にもう少し書いた方がよいのではないかとご意見と受け止めました。実際に地域福祉を進めていく中では、ここに掲載されていない様々な組織化された活動者、分野の人達がいらっしやると思えます。多様な社会資源が協働と記載されていますが、これだけでは全然多様ではなくて、もっと実際に地域で活動されている方、いろいろな方たちと協働されていると思えます。ですが、それを全部書き込んでしまうということの難しさと、必ずこの人たちとはやっていこうというような見せ方が事務局が作成してくれているものを見ながら感じたところです。ただ、委員の皆様はそれぞれの事業の展開や活動の中で、やはりここは今後のことを考えると、きちんと明記したほうがいいのではないか等、意見をいただいております。先ほど事務局から加えて説明していただいているところは、これまでに分科会において委員から出た意見を反映しています。それから、より分かりやすく市民の皆様にもお伝えできるようにということで、特に写真で示されているところは、事務局が取材されています。できれば策定時のみではなく、今後、実際に進めていく際、評価の際にも、実際に関わりながら見ていただくというところがすごく良いのではないかと思います。
委員	CSWについて意見をさせていただきます。人権まちづくり協会では、市が

	らの委託事業、男女共生事業ウィル、それから人権何でも相談、地域就労支援事業、進路選択支援事業、人権啓発といろいろとあります。その中に専門の先生方がおられて、以前まではCSWも委託事業として入っていましたが、2年前にCSWを社協で一括になったということで、CSWが協会から引き上げになりました。それは市がやりやすい方法だったと思います。しかし、人権まちづくり協会でも、そういう専門家がいることで様々な相談があったときに、CSWを含めていろいろなことを活発に議論していたのを覚えています。すごく活発な事務所だなと思いつつながら、皆さんが生き生きとされていたのを覚えています。CSWの方がいらっしゃることによっていろいろな相談があったときにつながっていくのですね。それが2年前になくなりました。本当にこれは大事ないろいろな相談が来るところで、そういうCSWがいるということは重要なことだと思うのですが、それを引き上げられたというのは、現場を見ていただけていなかったなと思うのです。ですからこのスキルアップとか、人員を増やすとか、そういうことよりも集まりやすい現場にその方がいらっしゃるという場所も必要だということを私は思います。
会長	包括的な相談支援体制や、重層的支援体制整備事業もこの計画にも書かれているように、協働しながら進めていくということは、この計画の中ではすごく重要なことだと思います。委員の意見では、以前まで1つの協会の中でそれができていたというお話だったのですが、事務局から何かございましたらお願いします。
事務局	これまで人権まちづくり協会と社会福祉協議会のCSWの双方の委託によって相談事業等を枚方市内で展開をしてきたということもございました。重層的支援体制の本格実施にあたって、枚方市内で特に複合的な問題を抱えておられる方の支援体制の強化をどう図っていくかということを議論していく中で、また、国の新しい事業の展開にあたって、個別の相談だけではなく、地域づくりという側面と、その方が困っている課題をひも解き、繋いでいくという機能をどう広げていくかということを考えたときに、一番最初に思いつくことが、CSWの増員です。人権の観点というのは、普遍的なものだと思っておりますので、人権の観点を普遍的に持ちながら、1つの事務所の中で全部解決するということが一番望ましいと思いますが、ターゲットが、人権まちづくり協会に来られる方の他、高齢者施設、障害者施設において、あらゆる困っている方をCSWがつなぎ、事案に応じて例えば、子供の関係の参加機関に入っただく、人権の観点では、人権まちづくり協会にご参加をいただいて、そのケースについて一緒に解決していくというところを考えました。実際に、重層的支援会議では複合的な課題を持たれている方の支援機関が集まって協議をします

	が、案件があるなしにかかわらず、人権まちづくり協会には年に1回必ず入っていただいております。案件があった場合についても必ず入っていただくということで、役割分担として、今回重層的支援体制整備事業の実施に当たって整理をさせていただきました。
会長	委員がおっしゃったところは、地域の中で困難な条件のある方たちに支援をしていく上では協働がすごく重要だということです。今、事務局からも説明がありましたけれども、今回の地域福祉計画の中でこの重層的支援体制整備事業実施計画も包含されており、13 ページにも、重層的支援会議の写真もあります。なぜそれが大事なのかという、国が進めるからということだけではなく、委員もおっしゃった複合的な課題についてもしっかりと協働してやっていくことが重要だということは強調できたらいいと思います。それが1つの事業所の中だけではなく、地域の中でできるようにということが重層的支援体制の目指しているところでもありますので、これまでの経験もそこに生かしながら、より発展といいますか、対応ができるように進められるかどうかということが、今回の計画ですごく大事かと思います。
委員	先ほど「地域」の定義をされたのですが、「地域」の定義となれば、これは細分化するしかないです。地域とは何かとういことを議論されていましたが、答えをだすのは難しいと思います。 もう一つ気がついたのは、かなりビジュアルの面でご苦労されてまとめてきていると思います。これは高く評価したいと思います。 市民活動課についてどの程度入っているかわかりませんが、今から主な担当課として入れて、連携して施策の突き合わせができるのですか。
事務局	まずおっしゃっていただいている市民活動課のお話については、これは主な担当課と書いていまして、市民活動課は地域のことに关してはあらゆるところで関わっていかないとけないということと言えますと、特に主としてやっていただいている課を記載しているという認識ですので、今から市民活動課を入れるか入れないかという話ではなく、関わり方をしっかりと強化していくことが大事かと思っています。それぞれ役割等を担ってやっていただいておりますし、この地域福祉計画のことに关しては、各課と調整しておりますので、ご容赦いただきたいと思っております。市民活動課を主な担当課として入れるかどうかという調整は事務局にて行います。 「地域」の定義については、委員が活動していただいている中で危機感を持って、弱体化しているということを懸念されているということですが、計画の中を検索してみたところ自治会という言葉が20回出ております。自治会に

	関しても重要ですし、計画の中でも自治会という言葉は多々出てきているということ考えたときには、決しておろそかにはしているわけではないことがご理解いただけると認識しております。そういう意味では、ご懸念いただいた個人というものと、地域の組織というものを併せて考え、地域においていろいろと弱体化しているところを何とか存続して、この大事さを存続していかなければならないと考えております。また、個人でボランティアをやりたいという気持ちも含めて、個人の活動もやはり尊重すべきであり、両方とも大事だという考えのもと、地域を強くしていきたいと思っております。
委員	校区コミュニティ協議会が1ページ目に大きく出てきていますよね。校区コミュニティ協議会では民生委員・児童委員を探す役割も担わされておりますし、いろいろなところで人探しというのを担っております。実は昨年度から、地域の担い手をいかにつくるかということを枚方市のコミュニティ連絡協議会の課題として挙げております。地域の担い手についてボランティアの育成も、地域貢献をしようと思う人たちをいかに巻き込めばいいのか、いかに育てたらいいいんだろうというあたりが校区コミュニティ連絡協議会としての課題として挙がっています。だからそれは非常にしんどいことだなという思いがあります。
会長	ありがとうございました。最初の質問に戻りますが、地域の範囲、組織であるのかないのか、校区も重要だし、さらにもっと基盤となっている自治会単位であったり、さらには細分化された隣3軒、両隣のなところなど、実は地域福祉計画の策定にあたっては、やはりある程度、地域を想定したほうが本当はいいと思います。その中で、主にどこが、どのようなことで、どのような団体と担っていくのかということは、これは地域団体だけではなくて、様々な事業所であるとか、公的な機関であるとか、その辺をすべて描き切るのは難しいところではありますけど、そういう意味では最初にご意見をいただいていたことは、すごく重要なことだと思います。ありがとうございました。他、いかがでしょうか。
委員	前回お伝えさせていただいた6ページ、7ページのところで、事務局も今回意見を集約いただき、会長がおっしゃったように、全部が網羅されるのはなかなか難しいながらも、社会福祉施設が根っこで支えているということを図にさせていただいて、嬉しく思います。 24 ページの下のところにあります「社会福祉法人の地域貢献活動」の4行目の「福祉何でも出張相談会」については「ふくし何でも出張相談会」ですので、修正をお願いします。

事務局	ありがとうございます。修正いたします。
委員	地域の議論では、まさに物理的な場、小学校区だったりとか中学校区だったりというエリアを指しているような言葉で使っている地域というのあれば、活動主体というのか、その背景には人がいるとか、グループがいるというところで地域という言葉を使っておられたりしていることがあると思います。その辺りをもし丁寧に書き入れるのだったら、変えたほうがいいかなと思います。活動されている方は把握ができていないぐらいたくさんいらっしゃるので、どう表現するかというところの難しさもあると感じております。また、包括的相談支援体制の部分で、C S Wのスキルの話だったりとか、何でも相談というのか、受け止めるということについて、C S Wのスキルアップということを書いているのですが、本当にまさにその中心になるのはC S Wとは思いますが、いろいろな相談機関、それこそ地域包括支援センターだったりとか、機関相談もある意味こういう包括的な相談を担うところでの重要な役割があるだろうと思うので、C S Wだけじゃなく、そういうところの相談機関の方々に対しても、スキルアップみたいなこともやっていくとか、あるいは、市役所の中でも健康福祉相談課が役割を担っておられると思うので、市役所の職員もスキルアップをやっていくという意識をもっていただくことが大事かなと思いました。 また、私自身が成年後見制度を主に専門としていまして、17 ページの施策目標 2「権利擁護のさらなる推進」で、具体的な取組を 2 つあげてあり、18 ページ目の成年後見制度利用促進基本計画の具体的な取組を 4 つあげていただいているのですが、これを分けて考えて良いのでしょうか。一応、地域福祉計画の中で包含する形で策定しても良いとなっていると思うのですが、特にこの成年後見制度利用促進基本計画としては、18 ページにある 4 つというふうに捉えて良いのでしょうか。また、18 ページの具体的な取組の 1 つ目の説明にある終活も含めた意思決定支援というのが入っているのに少し違和感があるというのか、前のところで人生会議の話もあったりするので、成年後見のところ終活も入れてもいいのかなと、意思決定支援だけでもいいように思いました。文章としては、「成年後見制度だけでなく、終活も含めた意思決定支援を、関係機関と協力しながら相談支援体制の充実を図ります」とされていますが、「意思決定支援を進めるために、協力しながら相談支援体制の充実を図ります。」みたいな文言かと思いますので、文章の検討をお願いします。
会長	ありがとうございます。1 つ目が 14 ページですね。C S Wはもちろん、C S Wだけではなくスキルアップをというご意見です。こちらの説明に「相談窓口職員においても」と記載されていますが、こちらで不足しているということ

	でしょうか。
委員	相談窓口職員が想定されているなら、それで良いです。
会長	委員よりご意見を頂戴していたところを反映していただいている部分だったと思いますが、改めてその点が大事という確認ができました。 それともう一か所が成年後見制度利用促進基本計画のところですよ。17・18ページ目ですが、表現も含め、具体的にご指摘いただきました。事務局お願いします。
事務局	ありがとうございます。施策目標2の権利擁護のさらなる推進ですが、虐待防止という権利侵害からはまずは守るという部分を切り分けさせていただきました。その上で権利擁護というと、虐待や成年後見制度だけではなく、意思決定支援における人生会議やエンディングノート等の取組も重要なところになりますので、こちらを推進していくために、具体的な取組に記載させていただきました。 成年後見制度利用促進基本計画については、前期計画からも引き継ぎつつ、17 ページ「枚方市における取組」の2段落目「これまで構築してきた地域連携ネットワークのさらなる強化、こうけんひらかたにおける相談内容に応じた専門職相談への連携やチーム形成支援、成年後見制度の担い手支援、新たな権利擁護支援制度の構築を4つの柱として、権利擁護のさらなる推進を図ります」については国で示されている計画を参考に今回掲載しております。4つの柱が18 ページ目の具体的な取組とリンクされています。一番上「成年後見制度の認知度・理解度向上と適切な制度利用促進」ですが、権利擁護イコール成年後見制度ではなく、例えばここに記載している新たな権利擁護支援制度や終活という意思決定支援があり、その中の1つとして成年後見制度があると考えております。そのため、様々なご相談に応じる中で、成年後見制度以外の制度や手段があり、成年後見制度が最終的な手段になる方ももちろんいらっしゃる、それ以外にも新たな権利擁護の制度を活用しながら意思決定支援を行える方もいらっしゃる、終活に応じて意思決定支援を導いていくという方もいらっしゃるかと思いましたので、このような記載方法にさせていただいております。
委員	よくわかります。一方で、18 ページの具体的な取組が、「成年後見制度の」と書いてあるので少し疑問を抱きました。一方で17 ページには、個人の意思を尊重した活動ということで、すごく大事な言葉を書いてくださっていて、その辺りが終活等の部分だろうなと思っていたので、もちろん成年後見制

	度の中でも最期をどうするということについての意思決定というのはとても大事なところかとは思いますが、入れていただいてもいいかなと思います。分けたり、含んだりする形でもよいかと思います。「終活」という言葉はインパクトがある言葉でもあったりするので、死ぬことを考えないといけないのかという感じも少しあるかなというので、コメントさせていただきました。
事務局	また文言等については整理をさせていただきまして、ご相談させていただけたらと思います。ご意見ありがとうございます。
委員	「終活」は今では当たり前の言葉になってきていると思っていたので、そんなに引っかかる言葉ではないのかと思います。地域、校区でももちろん終活についての研修を開催したこともありますし、終活は大分浸透してきているかと思っています。
委員	記載することについては全く異論はないです。 一方で、まだまだお若い方も成年後見制度を利用されることもあります。当然遠い先には終活の問題を考えないといけないのですが、生きるための意思決定支援というところも含んでいる言葉でありたいなと思います。そういった点で、17 ページの「個人の意思を尊重した活動の推進」に含まれているので、調整していただいても良いかと思います。
事務局	ありがとうございます。調整いたします。
委員	写真についてですが、同じ写真が複数回使用されていますよね。例えば健康福祉何でも相談については 8 ページと 15 ページで使われていますが、ここでは、C S W、健康福祉なんでも相談、分野別相談窓口とあるので C S W の写真にしてはどうでしょうか。C S W が複数回でてきていますが、次のページで C S W のことが記載されていますが、同じ写真ではない方が良いのかと思います。
事務局	ありがとうございます。重複している部分は委員のおっしゃるとおり、健康福祉何でも相談と、他機関協働の重層的支援会議の様子が重複しています。15 ページの重層的支援体制整備事業のイメージ図で見ますと、一番下のアウトリーチ等の継続支援と参加支援については、C S W の写真を掲載させていただいておりますので、包括的相談支援については、健康福祉何でも相談の写真を使用しております。16 ページには C S W が本計画において多岐にわたって役割があるということで大きく C S W の活動についてコラムを掲載しております。

	す。
委員	分野別相談窓口というのは他にないのでしょうか。
事務局	施策目標が包括的な相談支援体制の充実ですので、包括的相談支援という部分では、代表的なものとして今回は健康福祉なんでも相談とC S Wの2つを想定しておりますので、健康福祉何でも相談の写真を使用しています。分野別となるとまるっとこどもセンターだったり、生活福祉課、障害支援課だったり、多岐にわたってきますので、できればこちらはタイトルが包括的相談支援ということで、健康福祉なんでも相談を使わせていただければと思っております。
事務局	認知度が低かったということもありまして、健康福祉なんでも相談を推させていただきますと思います。
会長	知っていただくという意味でもその方が良いですね。
事務局	今回の第5期計画策定に当たっては見やすいようにということを心掛けており、できるだけ現場にお伺いして撮影した写真を使わせていただいております。
会長	先ほども申しあげましたが、取材をされたときに地域の方々ともいろいろなやり取りがあったということも伺っています。
委員	16 ページC S Wのコラムで活動のことを書いていただいておりますが、一番下の文章にここだけ「本市では、枚方市社会福祉協議会へ業務委託をしています」と書いてありますよね。これはなぜ書いているのですか。
事務局	委託は市が行っているのと同義であり、他に委託を行っている事業も多くありますので、修正いたします。ありがとうございます。
委員	18 ページの3つ目の「成年後見制度の担い手確保と育成支援」で、1行目に「市民後見人の養成だけでなく、継続的な育成の支援と」というところがありますが、養成と育成ではなくて、育成を支援するというのは、育成はどこかに支援するということで、直接市がするというのではないのか、何を支援するのでしょうか。

事務局	育成支援はいわゆるチームを育成するとか形成することを支援していくという意味合いで書き分けていると考えています。
委員	その育成は誰がするのですか。
事務局	17 ページの4つの柱にチーム形成支援というあたりも関係しているので、いわゆる後見制度の担い手の支援という部分ともう一つは担い手養成を継続してやっていくということになります。チーム形成については養成に当たるのかなと思いますが、表現が分かりにくい感じがします。調整をしたいと思います。
委員	市民後見人を養成して、かつ、市民後見人の活動を継続的に支援するということをイメージしている文章であるのでしょうか。市民後見人の養成、チーム形成支援ということもおっしゃっていたので、少し点を入れるなどして、それだけに限らず幅広く成年後見制度に関わっている人たちがチームとして行っていけるように支援をしていくということと、誰が行うのかというところをもう少し明確にされると良いかと思います。
事務局	承知しました。
会長	この見出しにあたる具体的な取組には、「担い手確保と育成支援」とあり、そもそもここで言っている育成支援の中にゼロからの養成段階と、一旦養成された形の継続的な、先ほどご意見があったCSWでいえばスキルアップなのか、何か具体的な機能を発揮できるようにしていくための支援なのか、そこまで含むという意味で育成支援という言葉が使われていると理解したらいいのでしょうか。説明では、継続的なということと、ゼロからの養成ベースのところとを分けているのですかね。合わせて育成支援なのですか。
事務局	今言っていたように、ゼロからということになると養成ということになり、継続的にそれを続けていくというところで育成という言葉を使っております。
会長	全部を合わせて育成支援になるわけですか。このタイトルは育成支援になっているのですが。評価をするときに、これは何を指していたのかということを確認しておくべきかと思います。少しその点も調整をお願いします。
事務局	調整いたします。

委員	今回再犯防止の関係でBBS等が載っていますが、更生保護に関する団体で写真はないかと事務局より提案を受けて、雇用主会、保護観察所に電話をかけてみましたが、写真1枚でも本人だと特定すると言われた中、事務局においては、写真の掲載について苦勞されたと思います。
委員	CSWが本当に今回前面に出ていて、ここまで担えますかということが気にかかります。校区としてもCSWの方々といろいろなことをさせていただいて、勉強をさせてもらって、食料配付事業もしていますし、子ども食堂もやっていますし、社協が大きなものを担っているのは当たり前なのですが、その中でCSWは人数も少ないですし、ここまで前面に押し出されて、これをCSWの活動で支えていくということが書かれて、当然人員は増やすという前提ですよ。そこがあまり明確になっていないのではないのでしょうか。ただ担い切れる量の仕事でないと辞めていかれると大変ですよ。
会長	今おっしゃったことについては、14 ページに「増員の検討」ということを書き込まれているかと思います。
委員	それが1人でも増員ということになりますよね。また、検討では困ります。
会長	まず検討が大事なので、その辺りのところは書き込まれていると思います。
委員	やはり今の状況だったら倍になったっていいぐらいの仕事量でやっていらっしゃると思うし、実際に私たちは人が代わるのではなく、同じ方にずっといて欲しいと思っています。拠点毎で同じ人が相談を受けて欲しい。そのためには、倍は必要となってくると思います。
事務局	委員からCSWについては増員のお言葉や思いをお受けしておりますが、ただ表現としては確定的ではないので、やはり検討という言葉になってしまいます。ただここに増員の検討と記載したということは、そのように取り組みたいという考えです。だからといって今約束できるものではないですということ。そのような表現となっております。
委員	北部リーフができたときに、これを各地につくって広げていく。やはり1か所で受けるのではなく地域、行きやすい場所に相談窓口をつくるのが重要だという認識のもとやっているはずのものが、あっという間に覆りました。まるとこどもセンターに、1回しか行かせてもらっていませんけれど、エレベーターを降りた途端にとっても拒否感がありました。母子関係のイベントがあ

	るときはたくさんの方が集っていますが、ふだんは誰もいないような場所みたいですね。相談窓口は確かにあったのですが、行きやすいかと言われたら、結構受け入れてもらえそうな感じではなく、立派なところにドーンと広いフロアがあって、誰もなくて、奥の方に何十人もの職員がいらっしゃる。
会長	ありがとうございます。今こういう状況があるけれども、これで終わるのではなくて、より目指しているところの実現できるように、本当にいろいろな方のご意見で進めていただきたいと思います。 いかがでしょうか、もしこれでほかにご意見がなければ、今日２つ目の案件に移りますが、よろしいでしょうか。 それでは案件２「市民意見聴取について」事務局よりお願いいたします。
事務局	<案件２について説明>
会長	ただ今、案件２について事務局より説明がありましたが、何か委員の皆様からご意見・ご質問等ございますでしょうか。
事務局	委員名簿をお示ししておりますが、ご自身のところをご確認いただいて、誤り等がございましたらおっしゃっていただければと思いますので、ご確認をよろしくお願いいたします。
会長	委員の皆様からはよろしいでしょうか。
委員	意見提出用紙がありますが、国でもそうですが、市民意見聴取を行うときに、氏名や住所、電話番号は必須なのですか。記名式だから意見をする人が減ったりしませんか。言いたいことが言えないこともあるかと思いますが、これは必須だから仕方がないのでしょうか。
事務局	意見聴取の方法として決まっており、このような形での実施ということになります。市で策定している計画は全て記名式でさせていただきますのでお願いいたします。
会長	ありがとうございます。 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

	本日の案件 1 及び 2 につきまして、いただいたご意見の集約につきまして、私に一任いただいてよろしいでしょうか。
	【異議なしの声】
会長	ありがとうございます。 それではご意見の集約につきまして一任させていただきます。 その他、事務局から連絡事項ございますか。
事務局	本日は、ご意見ご審議を賜り、ありがとうございました。 事務局からの連絡事項として、今後の予定についてご報告いたします。 「参考資料 2 枚方市地域福祉計画（第 5 期）策定に向けてのスケジュール」をご覧ください。 次回分科会につきましては、令和 7 年 1 月 30 日（木）14 時から開催し、「地域福祉計画（第 5 期）案について」お示しする予定でございます。よろしくお願いいたします。 連絡事項は以上でございます。
会長	それでは、これをもちまして、令和 6 年度第 3 回社会福祉審議会 地域福祉専門分科会を終了します。 皆さまお疲れ様でした。